

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件二件	二九二
○県営土地改良事業計画を定めた件	二九三
○保安林の指定をした旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件	二九三
○道路の区域を変更する件三件	二九三
○道路の供用を開始する件	二九四
公 告	
○肥料の検査の結果の概要を公表する件	二九四
○農用地保全施設等の管理規程を認可した件	二九四
○一般競争入札を行う件	二九五
福 島 県 警 察 本 部	
○落札者を決定した件	二九六
正 誤	
○令和五年五月十六日付け定例第三百八十四号中	二九六

告 示

福 島 県 告 示 第 三 百 八 十 八 号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和五年六月二十日から同年七月二十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び大熊町産業課に備え置いて縦覧に供する。

令和五年六月二十日

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
SUPER CENTER PLANT 4 大熊店 双葉郡大熊町大字夫沢字中央台千三百ほか十二筆
- 二 法第八条第一項の規定により大熊町から聴取した意見の概要
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

福 島 県 告 示 第 三 百 八 十 九 号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和五年六月二十日から同年七月二十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び会津坂下町産業課商工観光班に備え置いて縦覧に供する。

令和五年六月二十日

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
リオン・ドール坂下中央店 福島県河沼郡会津坂下町古町川尻三百八十六番地一ほか
- 二 法第八条第一項の規定により会津坂下町から聴取した意見の概要
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

福 島 県 告 示 第 三 百 九 十 号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の四第一項の規定により、桂沢第一地区に係る県営農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業（地震・豪雨対策型））を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和五年六月二十日

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
令和五年六月二十一日から

福島県知事 内堀雅雄

同 年七月十日まで
縦覧の場所
会津若松市役所

(二十日間)

福島県告示第三百九十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条第六項において準用する同条第三項の規定により、保安林の指定をした旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を榎葉町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。
令和五年六月二十日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
株式会社磐城銀行
- 二 通知の内容の要旨
 - 1 保安林に指定したこと。
 - 2 保安林予定森林の所在場所、指定の目的及び指定後の指定施業要件については、保安林の指定をする件(令和五年福島県告示第三十七号)によること。
(森林保全課)

福島県告示第三百九十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で令和五年六月二十日から二週間一般の縦覧に供する。
令和五年六月二十日

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 二八九号	南会津郡南会津町田島 字田島柳三二番一地从 から 同 郡同 町田島 字田島柳三二番一地从 まで	変更前 三四・〇〇 三五・〇〇	変更後 三〇・〇〇 三〇・五〇	一一一・五〇

(道路計画課)

福島県告示第三百九十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和五年六月二十日から二週間一般の縦覧に供する。
令和五年六月二十日

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道広野 小高線	南相馬市小高区浦尻字 北原八八番三地从先から 同 市小高区福岡字 大明神一五六番一地从 まで	変更前 五・二〇 四四・三〇	変更後 五・二〇 四四・三〇	六、四三五・三〇
	南相馬市小高区角部内 字市ノ谷四三三番地先 から 同 市小高区福岡字 大明神一五七番一地从 まで	変更前 一一・五〇 六二・七〇	変更後 一一・五〇 六二・七〇	九二一・三〇
	南相馬市小高区井田川 字北新田四八九番三地从 まで	変更前 一一・五〇 一〇四・一〇	変更後 一一・五〇 一〇四・一〇	八〇三・二〇

先から 同 市小高区蛭沢字 沼ノ入三九番一地先ま で			
-------------------------------------	--	--	--

(道路計画課)

福島県告示第三百九十四号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和五年六月二十日から二週間一般の縦覧に供する。
 令和五年六月二十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前後の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		変更前	変更後		
県道相馬浪江線	南相馬市鹿島区御山字西御山一六番二地先から 同 市鹿島区御山字御山澤三四番一地先まで	変更前 一〇・三二 三二・二二	変更後 一〇・三二 三二・二二	四九〇・六	四九〇・六

(道路計画課)

福島県告示第三百九十五号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和五年六月二十日から二週間一般の縦覧に供する。
 令和五年六月二十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道相馬浪江線	南相馬市鹿島区御山字西御山一六番二地先から 同 市鹿島区御山字西御山三五	令和五年六月二〇日

番地先まで	
-------	--

(道路計画課)

公 告

公告第二百二十六号
 肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定により、令和五年四月に収去した肥料の検査の結果の概要を次のとおり公表する。
 令和五年六月二十日

福島県知事 内堀雅雄

令和5年4月分
(普通肥料)

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の概要		備考
			分析検査 項目	保証票の検査 その他の検査	
混合石灰肥料	保士谷化学工業株式会社	ネオカルキ	AL	-	-

注

- 分析検査の欄及びその他の検査の欄の記載は、検査対象荷口全体の肥料を代表し得るよう必要袋数（ばらの場合には、必要部位数）を抽出し、混合した試料1点について検査した結果である。
- 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。
- 主成分の略号は次のとおりである。
AL—アルカリ分

(農業総合センター)

公告第二百二十七号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の二第一項の規定により、戸ノ口堰土地改良区頭首工管理規程について、令和五年六月六日次のとおり認可した。
 令和五年六月二十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 管理規程を定めた者の名称
- 二 管理規程の概要
- 1 取水に関する事項
 - 1 頭首工管理者は、適正水位によりかんがい用水等の取水を行い、毎年五月二十一日から九月三十日までのかんがい期間にあつては、頭首工から受益地に必要な水量を取水するものとする。
 - 2 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項
 - 3 頭首工管理者は、当該施設を操作するために必要な機械及び器具等を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行い、特にゲートについては、適時運転を行わなければならない。
 - 4 千ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項
 - 5 頭首工管理者は、洪水のおそれがあるときは、洪水警戒体制をとり、関係機関との連絡及び情報の収集を密接に行い、頭首工の操作に万全を期するものとする。
 - 6 暴風雨、地震、その他の原因により、頭首工に関する異常かつ重大な状態が発見されたときは、直ちに応急の措置をとるとともに、関係機関に対しその旨を報告しなければならない。
 - 7 その他施設の管理に關し必要な事項
- 2 頭首工管理者は、頭首工のゲートを操作した場合においては、当該頭首工の操作に係る事項を記録しておかなければならない。

(農村計画課)

公告第128号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和5年6月20日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品等の名称及び数量 可搬型モニタリングポスト 5式
 - (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
 - (3) 納入期限 令和6年3月29日（金）
 - (4) 納入場所 福島県環境創造センター環境放射線センター
（福島県南相馬市原町区萱浜字巢掛場45番地169）
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
 - (3) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
 - (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申

請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和5年7月19日(水)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、令和5年7月19日(水)午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7413

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和5年6月20日(火)から同年7月19日(水)まで(土曜日及び日曜日並びに同月17日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。
なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙20枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和5年7月4日(火)午後5時までに必着で請求すること。

(2) 入札説明会の日時及び場所 令和5年7月4日(火)午前11時 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所 令和5年8月4日(金)午後1時30分 福島県出納局入札用度課(郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月3日(木)午後5時までに必着のこと。)

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に關する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会(福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成8年福島県告示第320号)第1条に規定する委員会をいう。)から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and Quantity of the products to be purchased: Mobile Monitoring Post 5 sets

(2) Time-limit of tender (by hand): 1:30 p.m., 4 August 2023

(3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 3 August 2023

(4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7413

(入札用度課)

福島県警察本部

福島県警察本部公告第65号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける緊急配備支援システムの賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和5年6月20日

福島県警察本部長 児嶋洋平

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量
緊急配備支援システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県警察本部警務部会計課 福島県福島市杉妻町5番75号
- 3 落札者を決定した日
令和5年5月18日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社 J E C C 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 落札金額
1,053,360,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和5年3月22日

(会 計 課)

				一三六	ページ
下		上		段	
ら 一 六	後 ろ か	ら 六	後 ろ か	ら 九	行
り	「次の図」及び「次のとおり	(4)	(3)	(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。 大字磐梯字古城ヶ峯六五四の二(次の図に示す部分に限る。) (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。	正
	「次のとおり	(3)	(2)	(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。	誤

○令和五年五月十六日付け定例第三百八十四号中

正 誤